

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）チケットング計画 作成業務委託仕様書

1 業務名称

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）チケットング計画作成業務

2 業務の目的

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）において、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、本大会のチケットングを通じて、大会運営に必要な収入を確保しつつ、国内外から多くの観客を会場に迎え入れて、アジア競技大会の興奮と感動を観客と共有することなどを目指している。

本業務は、これらを実現するために必要となる需要調査を行った上で、本大会のチケットングにおける指針となり、大会開催までの実施内容を盛り込んだチケットング計画を作成することを目的とする。

3 業務内容

次に掲げる業務を行う。

なお、計画のとりまとめに必要なチケット需要調査を行い、その結果を十分に踏まえること。また、2026 年 10 月に愛知・名古屋において第 5 回アジアパラ競技大会の開催が決定していることから、「7 第 5 回アジアパラ競技大会の愛知・名古屋開催について」を十分に留意し取り組むこと。

(1) チケットング計画の作成

チケットング計画には、以下に挙げるア～コの内容を盛り込むこと。

その他計画に必要な項目があれば記載すること。

ア 基本方針

組織委員会の示す本大会の基本方針、チケットングの基本的な考え方及び 3

(2) チケット需要調査の実施結果を踏まえて、組織委員会と十分に協議を行い、本計画の基本方針として整理すること。

イ チケットングスケジュール

2023 年度から大会開催までに発生する業務（チケット代理店の決定（2023 年の秋頃を想定）、チケットシステム構築、チケット販売プログラム策定、各種チケットの販売等）について、組織委員会の示すスケジュールを踏まえ、月単位で区切ったスケジュールを作成すること。（作成時点で明確に時期が定まらないスケジュールは仮置きし、それが分かるように記載する。ただし、今後の業務進捗

等で変更が発生する場合がある。)

ウ チケット価格及び種類

チケット価格及び種類について、以下の(ア)～(オ)の内容を踏まえて整理すること。なお、チケット価格については、想定される価格帯として整理すること。

(ア) 「3(2)チケット需要調査」の結果

(イ) 「3(1)コ先催大会等の分析」の結果

(ウ) 幅広い年齢層、国内外からの観戦者等が購入しやすいように、シンプルな席種及び券種設定を基本とすること。

(エ) 競技会場のある自治体の住民や子どもが観戦しやすい券種等についても検討すること。

(オ) 会場を満員とし、アジア競技大会や各競技のファンを拡大するためのチケットに係る企画について検討すること。

エ チケット収入

本大会のチケット収入について、「3(2)チケット需要調査」の結果に基づく販売見込により、想定される収入シミュレーションを複数パターン示すこと。なお、チケット収入算定の前提となる条件等については、「3(1)コ先催大会等の分析」の結果等を踏まえて組織委員会と十分に協議を行うこと。

オ チケット販売計画

本大会のチケット販売計画について、上記「3(1)ウ チケット価格及び種類」の検討結果を踏まえ、販売を最大化するための販売計画を以下の(ア)～(オ)を盛り込んで作成すること。

また、(カ)の項目について、その必要性について検討し、必要に応じて計画に加えること。必要としない場合は、その理由を示すこと。

その他チケット販売計画に必要な項目があれば追加すること。

(ア) 販売を最大化するための方策

(イ) 大会公式販売サイト(チケットシステム)上での、申込から支払までの一元的な販売と顧客管理方法(個人情報、手続き履歴、セキュリティ対策等)

(ウ) チケット発券・発送方法

(エ) 一般向け販売

(オ) 大会主要関係者向け販売

(カ) 公式リセール

カ プロモーション

本大会のチケットプロモーションについて、販売を最大化するための具体的な取組を示したプロモーション計画を作成すること。

なお、以下の(ア)～(エ)の項目に関する取組を可能な限り計画に加えることとし、その他計画に必要な取組があれば追加すること。

- (ア) 国等と連携した取組
- (イ) 競技会場予定地の自治体等と連携した取組
- (ウ) 競技団体と連携した取組
- (エ) メディアとの関係構築に向けた取組

キ チケットの業務内容及び人員体制

本大会のチケットを進めるにあたり、必要な業務内容及び最適と考える人員体制について、大会終了まで（大会終了後であっても、必要であれば理由を含めて記載する）の年度ごとに計画を作成すること。

業務内容については、できるだけ具体的に記載し、組織委員会とチケット代理店のどちらが担うべきかについても、理由を含めて記載すること。

また、人員体制については、人員ごとに所属先（組織委員会又はチケット代理店からの出向等）と求められる専門性があれば、その旨記載すること。

ク チケット費用

本大会のチケット事業に係る費用について、本計画の内容に沿う形で、必要な業務を洗い出し、それぞれ年度ごとに費用を見込むこと。費用については、できるだけ具体的かつ精緻なものとし、その根拠を示すこと。

ケ 想定されるリスクとその対策

本大会のチケットを進める上で想定されるリスクについて、以下の(ア)～(ウ)の各項目について対策を検討し示すこと。

また、(エ)の項目について、その必要性について検討し、必要に応じて計画に加えること。必要としない場合は、その理由を示すこと。

この他想定されるリスクがあればその対策も含めて追加すること。

- (ア) 空席対策
- (イ) チケットシステムセキュリティ対策
- (ウ) 偽造チケット対策
- (エ) 大会延期、試合中止、会場変更等の対策

コ 先催大会等の分析

下記(ア)、(イ)合わせて4件以上分析を行うこと。また、(ア)については少なくとも2件以上分析を行うこと。

(ア) 先催大会の分析

2014年以降に開催された、または開催予定のアジア競技大会（冬季大会を含む）（以下「先催大会」という。）のチケットについて、競技・種別のチケット販売実績及び先催大会に共通する特徴や留意すべき点等について調査し、分析した結果を取りまとめること。

(イ) 他の国際スポーツ大会の分析

近年日本で開催された、または開催予定の他の国際スポーツ大会（本大会

と類似性、関連性の高い大会)の競技・種別のチケット販売実績及び参考とすべき販売戦略等について調査し、分析した結果を取りまとめること。

(2) チケット需要調査の実施

アジア競技大会への興味・関心、競技・種別の観戦意向及び競技・種別のチケット購入意向価格帯などを把握・分析するための需要調査を実施すること。

この結果をチケットング計画作成の基礎資料とするとともに、本大会のチケットングにおいて今後実施する施策に反映させることとする。

ア 目的

- ・本大会の各競技・種別に、会場観戦意向者数を推計すること
- ・本大会の競技・種別のチケット購入意向価格帯を測ること(チケット購入意向価格帯は、競技・種別をいくつかのグループに分けて行うことも可)

イ 内容

(ア) 調査項目の作成

a 調査方法

インターネット調査を想定(予算の範囲内で、他に適切な調査方法があれば提案すること。)

b 調査地域

全国を対象とすることが望ましい。ただし、エリアを限定する場合にはその理由も記載すること。この場合であっても、競技会場予定地である愛知県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県を必須とするほか、三重県や関東地方も調査対象とすること。

c 設問数

10問程度を想定

(イ) 調査対象者の抽出及びアンケートの実施

a 調査時期

2022年9月頃を想定

b 調査対象者

20歳から69歳の男女は対象に含めること。

c 調査対象者数

上記3(2)アに記載した目的を達成することができるように、調査対象者数を設定すること。また、設定の根拠を示すこと。

(ウ) 回答の集計及び分析

- ・男女別、年代別、その他委託者が求めるものについて必要な集計(クロス集計等)を行うこと。
- ・作成した集計を基に、他の国際スポーツ大会と比較するなどして、本大会のチケット需要の傾向を分析すること。

4 業務実施内容・体制

(1) 進捗管理

組織委員会との連絡責任者を予め定め、組織委員会担当者との連絡を密にし、業務の進捗管理を行うものとする。

(2) 連絡体制等

トラブル等が発生した場合に、速やかに組織委員会担当者との連絡を取れる体制を整えること。

また、受託者の責任において、トラブル等に適切に対応すること。

(3) 業務履行

受託者は、委託者からの特別の指示のない限り、企画提案した体制や実施内容により、業務を実施すること。

5 協議及び打合せの実施

(1) 開催回数

本業務における協議及び打合せについては、原則月1～2回程度とするが、委託者が必要と認めた場合については、随時開催するものとする。

(2) 開催場所及び実施方法

開催場所及び実施方法については、委託者が指定するものとする。

(3) その他

ア 受託者は、協議及び打ち合わせに使用する資料を必要部数用意すること。

イ 受託者は、各協議及び打合せの結果について議事録を作成し、委託者の承認を得ること。

ウ 作成した議事録は、成果物と共に納品すること。

6 成果物の納品等

本業務の成果物は、以下のとおりに納品するものとする。

なお、納品の際に、併せて委託者に対して内容を説明すること。

(1) 成果物及び納期

番号	成果物	納期
①	チケットティング計画	2023年1月31日
②	チケット需要調査結果	

なお、上記の①、②の成果物は、2022年10月末を目途に中間報告を行うこと。

(2) 規格等

納品は、製本版（A4縦版〔A3折込可〕）2部及びデータ版（CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word、Excel、PowerPointにより編集可能な形式）とし、下記(3)に示す場所へ納品すること。

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 国際課マーケティンググループ

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎）

(4) 成果物に係る著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(5) 成果物の公表、変更

委託者は、必要があれば成果物を自由に公表し、又は変更することができるものとする。

7 第5回アジアパラ競技大会の愛知・名古屋開催について

2026年に実施予定の第5回アジアパラ競技大会（以下「パラ大会」という。）については、本年4月に愛知・名古屋での開催が決定している。

本大会とパラ大会、両大会のチケットングについては、大会としては別の大会であるものの、効果的・効率的に進める必要があることから、本業務についても、その点に十分考慮した上で業務を進めること。

なお、業務実施にあたり必要な情報を随時、委託者より受託者に提供するものとする。

8 留意事項

- ①本業務の実施に当たり疑義が生じた場合、受託者は委託者の指示を仰ぎ、その指示に従うものとする。
- ②委託者は、受託者から求めがあった場合には、本業務の遂行に必要となる情報を受託者に提供するものとする。但し、委託者が対応可能な範囲に限る。
- ③受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の事前の許可なく他者に漏らしてはならない。本契約の終了後も同様とする。
- ④委託者は、本業務を履行するために必要であり、かつ、やむを得ないと認めるときは、受託者と協議の上、仕様書の内容を変更することができる。この変更によって、委託業務の一部が削除された場合、委託者は契約金額を変更することができる。この場合において、契約金額の減少による受託者の契約解除権は発生しない。
- ⑤妨害又は不当要求に対する届出義務
ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一

定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、速やかに委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ 受託者が、アに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、アの報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

⑥この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。

9 権利処理

①受託者は、委託者及び第三者に対し、本業務で作成する成果物に関する著作権人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

②本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他の一切の権利及び本業務に関与するすべての者に関する権利の処理は、すべて受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。

③関係者その他第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。